

医療確保と健康づくり
生活衛生の推進について

保健医療部 生活衛生課

目次

生活衛生の推進について

I 食の安全安心の推進	3
II 環境衛生対策の推進	11
III 動物愛護管理対策	15
資料解説	22
用語解説	32

生活衛生の推進について

- I 食の安全安心の推進
- II 環境衛生対策の推進
- III 動物愛護管理対策

I 食の安全安心の推進

- 食の安全安心と食育に関する条例に基づいて令和4年3月に策定した「食の安全安心推進計画(第4次)」(令和4年度～令和8年度)により、食の安全安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 食品衛生法の改正により全ての事業者にはHACCP(ハサップ)に沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、小規模事業者等に対して「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の定着化の推進

1 食品衛生対策

(46,998千円)

5

■ (1) 食品関係施設の監視指導

食品関係施設に対する危害度に応じた業種毎の監視回数等を定めた県監視指導計画(毎年度策定公表)に基づき、監視及び検査体制の充実強化に努める。

- <R7年度実績> ①営業許可施設83,916施設 (うち県所管 32,780施設)
⇒監視実施回数 のべ35,157回 (うち県実施 11,865回)
②営業届出施設 33,951施設 (うち県所管 13,449施設)
⇒監視実施回数 のべ 8,421回 (うち県実施 2,633回)

ア 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の支援

- 小規模事業者等に対し、講習会や来庁時のほか、施設監視時に厚生労働省が確認した手引書を活用した支援を実施

イ モニタリング機器を活用した科学的監視

- 健康福祉事務所(保健所)に配備しているモニタリング機器を活用し、より高度化した食品工場や大量調理施設を重点対象とした科学的なデータに基づく専門的な監視を推進
- <R7年度モニタリング検査実績> 9,383件

ウ 食品関係施設一斉取締りの実施

- 食中毒の多発する時期や食品が多量に流通する時期等に合わせた県内一斉の取締り期間(夏期(7月)、年末(12月)、ふぐ取扱い施設(11~2月))を設け、食品関係施設を重点的に監視指導を実施

エ 季節的営業の集中監視

- 海水浴場、キャンプ場、スキー場等、季節的に利用客が急増する営業施設に対しては集中的に監視指導を実施

■ (2) 食品及び添加物等の試験検査

食品及び添加物等の安全性を確保するため、県立健康科学研究所及び健康福祉事務所検査室において食品等の試験検査を実施

＜R7年度実績＞ 639件

■ (3) 食中毒防止対策

ア 食中毒の発生状況

- 令和7年度の県内における食中毒発生件数は24件
- 主な病因物質では、ノロウイルスによるものが12件、カンピロバクターによるものが5件発生

＜R7年度実績＞ 食中毒発生件数、患者数、死者数

県		政令（中核）市		計	
件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
8	135(0)	16	604(0)	24	739(0)

注：（ ）内は死者数で内数、患者数は速報値。

イ 食中毒の予防対策

- カンピロバクター食中毒防止のため、鶏肉等の衛生的取扱い等について営業者及び消費者に指導・啓発を行い、ノロウイルス食中毒防止として、調理従事者の健康管理及び二次汚染対策の徹底を中心とした指導を実施
- 食中毒の発生頻度の高い業種への重点監視を実施
 - ＜R7年度実績＞ 監視実施数2,784回(目標監視数2,574回)
- 業者や従事者を対象とした衛生講習会の開催
 - ＜R7年度実績＞ 207回

■ (4) 違反に対する行政措置状況

食品関係営業者に対して、監視指導を通じて食品衛生法の遵守を指導し、違反事例を発見した場合には、厳正かつ速やかに措置を行い、事故の拡大防止、違反の再発防止の実施

< R 7年度実績 > 行政措置状況

(単位：件)

区 分	処 分 内 容							
	営業禁止 命 令	営業停止 命 令	廃 命 令	棄 命 令	回 命 令	収 命 令	その他	始末書 徴 収
許可を要する営業	1 (1)	19 (13)	1 (1)		1 (1)		4 (3)	11 (0)
許可を要しない営業	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (1)		3 (2)	1 (0)

注：（ ）内は政令（中核）市分で内数

2 食肉衛生対策

(115,437千円)

8

「と畜場法」、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食肉センター及び食鳥処理場におけると畜検査・食鳥検査の徹底、事業者・従事者への衛生指導並びにHACCPに沿った衛生管理の推進・定着に努め、食肉・食鳥肉の安全性の確保を図る

(1) と畜検査

ア と畜検査の状況

➤ <畜種別と畜検査頭数(令和7年度)>

				(単位:頭)
牛・馬	豚	めん羊・山羊	とく(子牛)・駒(子馬)	合計
68,667 (53,754)	101,536 (47,103)	0 (0)	59 (49)	170,262 (100,906)

注:()内は政令(中核)市分で内数

イ 精密検査の実施

➤ 家畜疾病の複雑多様化、動物用医薬品の食肉中への残留、口蹄疫など外国からの疾病の侵入など、新たな課題が生じていることから、最新の機器による精密検査(微生物学、病理学及び理化学検査等)を実施

<R7年度精密検査実績> 473頭(県所管222頭、政令(中核)市所管251頭)

※うち、全部廃棄(263頭)、一部廃棄(136頭)

ウ BSE(牛海綿状脳症)対策の実施

➤ 平成13年10月18日以降、BSE対策特別措置法に基づき、対象牛のスクリーニング検査及び特定部位の完全な除去、焼却など適正な措置を実施

➤ BSEサーベイランスに関する国際基準が見直されたことから、令和6年度からは月齢の規定を全て撤廃し、と畜場における生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛について検査を実施

<H13~R7年度検査実績> 824,808頭(県所管313,496頭、政令(中核)市所管511,312頭 ※すべて陰性)

■ (2) 食鳥検査

ア 食鳥検査の状況

- <食鳥検査羽数等(令和7年度)>

大規模食鳥処理場※（食鳥検査対象）			認定小規模食鳥処理場（2月末）		
施設数	管理者数	検査羽数	施設数	管理者数	処理羽数
6	95	18,154,236	100	136	938,744
(0)	(0)	(0)	(65)	(88)	(498,620)

※年間処理羽数が30万羽を超える食鳥処理場

注:()内は政令(中核)市分で内数

イ 食鳥処理衛生管理者等に対する指導

- 食鳥検査員を補助する食鳥処理衛生管理者に対し、食鳥の疾病や異常の見分け方などの指導を行い、資質の向上を図る

ウ 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化

食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルを作成するとともに、平成16年2月の京都府内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ集団感染事例を教訓として、次の措置を実施

- 食鳥検査申請書に出荷農場からの「搬入食鳥確認書」を添付
- 食鳥検査で高病原性鳥インフルエンザの疾病が疑われる場合には、簡易キットを用いたスクリーニング検査を実施し、感染の有無を確認

3 HACCPに基づく衛生管理の推進

(871千円) 10

県内事業者に対して、高度な食品衛生管理システムであるHACCPの導入により信頼できる食品産業の育成を図るため、食品の製造等の工程を知事が認定する「兵庫県食品衛生管理プログラム(県版HACCP)」認定制度を推進

<R8年3月末現在> 県版HACCP認定施設:27件

4 食の安全安心施策の充実・強化

(1,565千円)

■ (1) 「食の安全安心と食育審議会」の開催

食の安全安心推進計画の見直しや食品等の安全基準の設定など、食の安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調査審議を目的とした、知事の附属機関である学識経験者、消費者及び事業者並びに関係団体を代表する委員で構成する「食の安全安心と食育審議会」を開催

■ (2) 関係者相互の情報共有等

ア 情報の一元的な発信

- 県ホームページや出前講座等により、食品の安全性に関する正確な情報や、県が実施する食の安全安心施策などの情報の一元的・効果的な発信・開示を実施

<R7年度出前講座実績>138回 参加者6,839人

イ 意見交換会の開催

- 正しい知識の普及と情報交換を行う場として、県下地域の特色を生かした食の安全安心フェア等による意見交換会を開催し、県民、事業者、行政が相互に意見交換できる機会を設け、リスクコミュニケーションを推進
- 安全な食習慣の定着を図るため、青年向け食中毒予防教室を実施し、近年、若年層に患者の多いカンピロバクター食中毒予防啓発を実施

生活衛生の推進について

- I 食の安全安心の推進
- II 環境衛生対策の推進
- III 動物愛護管理対策

II 環境衛生対策の推進

住民の日常生活に密着した生活衛生関係営業施設(旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所)に対して監視指導を行うとともに、経営の近代化を促進することにより、衛生水準の向上を図る

また、快適な生活環境を確保するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物における衛生的な環境の確保を図るとともに、住宅の衛生管理等についての普及啓発を行う

1 生活衛生関係営業施設の監視指導

(5,901千円)

- 生活衛生関係営業施設に対する監視指導は、特に衛生対策の強化が求められる旅館業と公衆浴場に重点を置いて実施
- 令和7年度は、旅館、公衆浴場、興行場の許可を要する施設3,644施設に対し、延べ3,089回、理容所、美容所、クリーニング所の届出を要する施設17,353施設に対し、延べ3,279回の監視指導
- 海水浴場、スキー場の宿泊施設に対しては、利用者の多い季節に集中監視指導を行い、衛生確保に努める

■ 生活衛生関係営業施設の監視状況(令和7年度)

区分	業種	所管	年度末施設数	監視実施回数
許可を要する施設	旅館・ホテル、 公衆浴場、 興行場	県	2,444	1,724
		政令(中核)市	1,200	1,365
		計	3,644	3,089
届出を要する施設	理容所、 美容所、 クリーニング所	県	6,463	1,943
		政令(中核)市	10,890	1,336
		計	17,353	3,279

2 生活衛生関係営業の指導・助成事業

(22,841千円)

■(1) 経営の健全化指導事業

営業の近代化・健全化促進のため、(公財)兵庫県生活衛生営業指導センターに運営費補助により実施

- ①経営指導員による融資相談・指導
- ②弁護士・税理士等による法律・税務相談事業
- ③経営講習会の開催
- ④経営特別相談員養成事業等

■(2) 生活衛生関係営業への振興助成事業

業界の衛生水準向上と振興のため、(公財)兵庫県生活衛生営業指導センターを通じて実施

- ①消費者サービスの向上・需要拡大事業
- ②雇用管理改善事業等を実施

3 公衆浴場等の衛生対策

(89,650千円(うち繰越明許費89,000千円))

- 公衆浴場や旅館の入浴施設におけるレジオネラ属菌による感染症の発生を防止するため、適宜検査を実施し適切な衛生管理を指導するとともに、リーフレット等により営業者に対する啓発を実施
- 一般公衆浴場の衛生水準の確保と経営安定化のため、日本政策金融公庫から施設整備資金を借り入れた場合の利子補給事業を市町と協調して実施
- 近年の物価上昇の厳しい経済環境を考慮し、一般公衆浴場が今後も清潔で快適な施設環境を維持できるよう、設備整備・修繕等に要する経費を支援

4 住宅宿泊事業（いわゆる「民泊事業」）の適正な運営の確保に向けた取組

- 住宅宿泊事業を制限する区域・期間の設定に加え、周辺住民への事前周知や善良の風俗保持などを義務付ける独自措置を盛り込んだ条例に基づき、生活環境の悪化やトラブルを防止し、事業の適正な運営を図る
- 住宅宿泊事業の届出の受理や監督業務を円滑に行うとともに、苦情や通報に対して適切に対応

5 建築物等の衛生的環境の確保に関する事業 (1,774千円)

- 一定規模以上の店舗、旅館、興行場、百貨店、学校等特定用途の建築物に対して、衛生上必要な維持管理を指導するとともに、建築物清掃業等の事業者登録・指導

6 快適で健康的な住居環境づくりの推進

- ホルムアルデヒド等の揮発性化学物質によるシックハウス症候群や、カビ・ダニによるアレルギーなど住居環境に起因する健康被害を防止するため、有効な換気や清掃方法等快適な住居環境づくりを普及・啓発するとともに、県民からの相談への適切な対応に努める

7 生活環境安全対策

- 遊泳用プールについて、「遊泳用プール指導要綱」に基づき、施設の維持、水質管理、消毒を指導するとともに、「プールの安全標準指針」により、安全対策の徹底を図る

生活衛生の推進について

I 食の安全安心の推進

II 環境衛生対策の推進

III 動物愛護管理対策

Ⅲ 動物愛護管理対策

動物は「命あるもの」として愛護され、飼養者責任の下で適切に飼養管理される必要があることから令和3年3月に改定した「動物愛護管理推進計画」に基づく各種施策を積極的に推進し、人と動物が調和し、共生する社会づくりを進める

1 動物愛護対策の推進

(170,388千円)

動物愛護センター及び支所(三木、龍野、但馬、淡路)を拠点として、地域に根ざした動物愛護対策を推進する

■ (1) 動物の適正飼養の普及啓発

- 動物の不適切な飼養による迷惑や虐待を防止するため、リーフレットの配布、市町広報誌への掲載等により、動物の適正飼養の普及啓発に努めるとともに、犬のしつけ方教室や動物の適正飼養講習会を開催する
＜令和7年度実績＞1,385回開催、受講者8,228人
- 特に猫については、処分される動物の多くを占めていることから、県内5カ所の動物愛護センターに整備した猫の完全屋内飼養モデルルームを活用するとともに、平成29年3月に策定した「猫の適正管理普及推進のためのガイドライン」に基づき、完全屋内飼養や不妊措置の実施をはじめとした適正飼養の普及を推進する
＜猫の完全屋内飼養モデルルームの整備＞
 - 令和元年7月 動物愛護センター
 - 令和4年2月 龍野支所
 - 令和4年3月 但馬支所、淡路支所
 - 令和4年4月 三木支所

■ (2) 動物愛護思想の高揚

各種啓発講習会及び小動物とのふれあい事業等を積極的に展開する

<令和7年度実績> 2,515回開催、受講者24,787人

<令和7年度愛護センター愛護館入館者状況> 6,339人

<令和7年度> 講習会・ふれあい事業等の実施状況

	対象者	センター	三木支所	龍野支所	但馬支所	淡路支所	計
実施回数(回)	児童	3	1	16	17	9	46
	一般	1,024	346	415	345	339	2,469
受講人数(人)	児童	322	52	488	527	356	1,745
	一般	14,046	1,509	4,310	2,296	881	23,042

■ (3) 犬及び猫の譲渡

- 動物愛護センターが引き取り等した犬・猫に生存の機会を与えるとともに、地域における模範的な飼い主に譲渡することにより、動物の適正飼養の普及啓発を図る
- 団体等と連携しながら譲渡事業を推進するとともに、平成28年度から実施している「子犬・子猫の飼い主探し等応援プロジェクト(ふるさとひょうご寄附金事業)」を活用し、ボランティアの協力を得て、離乳前の子犬や子猫を育て譲渡に繋げている

<令和7年度動物の譲渡状況>

所管	成犬	子犬	成猫	子猫	計
県	14	14	34	149	211
政令(中核)市	25	0	81	124	230
計	39	14	115	273	441

■ (4) 負傷動物の収容等

(一社)兵庫県獣医師会との連携により、公共の場所において負傷動物が発見された際の応急処置等を実施する
 <令和7年度収容頭数> 51頭

2 動物管理対策の強化

(9,324千円)

動物愛護センター及び支所(三木、龍野、但馬、淡路)を拠点として、地域に根ざした動物管理対策を強化する

■ (1) 動物に関する相談対応

県民から寄せられる動物に関する様々な相談に対応しており、動物虐待が疑われる事例等については、必要に応じ警察と連携している

<令和7年度相談受付状況>

(単位:件)

所管	犬			猫			その他		
	保護収容	飼い方	その他	保護収容	飼い方	その他	保護収容	飼い方	その他
県	151	406	909	376	498	1,264	17	22	440
政令(中核)市	76	928	4,812	234	849	1,814	21	40	762
計	227	1,334	5,721	610	1,347	3,078	38	62	1,202

注:令和7年度、犬による咬傷事故は182件発生、狂犬病予防法に基づく犬の捕獲頭数は22頭(政令(中核)市を含む)

■ (2) 犬及び猫の引取り

- 所有者不明の犬・猫の引取りは、周辺環境が損なわれるおそれがある場合等に実施する
- 所有者からの犬・猫の引取りに関する相談については、状況を聞き取り、終生飼養等を指導した後、攻撃性等やむを得ない場合のみ引取りを実施する

<令和7年度犬及び猫の引取り状況>

(単位:頭)

所 管	成 犬		子 犬		成 猫		子 猫	
	所有者 から	所有者 不明	所有者 から	所有者 不明	所有者 から	所有者 不明	所有者 から	所有者 不明
県	28	20	7	9	106	3	92	218
政令(中核)市	15	9	0	0	51	8	5	110
計	43	29	7	9	157	11	97	328

<令和7年度犬及び猫の殺処分状況>

(単位:頭)

所 管	成犬	子犬	成猫	子猫	計
県	30	0	129	151	310
政令(中核)市	12	0	48	20	80
計	42	0	177	171	390

■ (3) 動物取扱業の登録指導等

「動物の愛護及び管理に関する法律」(動愛法)に基づいて動物取扱業の監視を実施するとともに、動物取扱責任者を対象とした研修会を実施し、適正管理の徹底を図る

<令和7年度第一種動物取扱業登録状況>

(単位:件)

所管	販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養	競り	計
県	427	600	10	110	74	7	0	1,228
政令(中核)市	500	885	31	157	119	7	0	1,699
計	927	1,485	41	267	193	14	0	2,927

<令和7年度第二種動物取扱業登録状況>

(単位:件)

所管	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	計
県	36	3	4	0	13	56
政令(中核)市	45	6	4	0	8	63
計	81	9	8	0	21	119

■ (4) 特定動物からの侵害防止

ライオンやワニ等の特定動物の飼養者に対し、動愛法に基づく適正管理指導を行い、人の生命、身体、財産に対する侵害の防止に努める

<令和7年度特定動物飼養許可状況>

所管	施設数	種数	頭数
県	10	3	16
政令(中核)市	17	43	188
計	27	43	204

3 危機管理対策の強化

■ (1) 動物由来感染症対策

動物の飼養者や動物取扱業者等に対し、動物由来感染症に関する知識を普及・啓発し、感染防止に努める

■ (2) 狂犬病予防対策

市町及び(一社)兵庫県獣医師会と連携し、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の着実な実施を図る。

■ (3) 災害時対策

- 災害時には、平成23年度(令和6年4月1日最終改定)に県内の政令(中核)市と(一社)兵庫県獣医師会及び(公社)神戸市獣医師会との間で締結した「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき対応する
- 災害発生時の同行避難(飼い主が動物と共に避難すること)及び平常時における準備の必要性等について啓発を行う

1 食品衛生監視状況（令和7年度県健康福祉事務所実施分）

県目標監視回数 (ランク)	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率(%)
1回/1年(A)	2,574	2,784	108.2%
1回/2年(B)	971	1,297	133.6%
1回/3年(C)	7,478	7,369	98.5%
1回/6年(D)	1,190	1,389	116.7%
適 宜(E)		1,659	
合計(Eランクを除く。)	12,213	12,839	105.1%

＜内訳＞

(1) 営業許可業種

県目標監視回数 (ランク)	業 種	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率(%)
1回/1年(A)	飲食店営業(大量調理)	1,619	1,888	116.6%
1回/2年(B)	そうざい製造業 他	950	1,270	133.7%
1回/3年(C)	菓子製造業 他	7,438	7,318	98.4%
1回/6年(D)	麺類製造業 他	1,190	1,389	116.7%
適 宜(E)	乳類販売業(食品衛生法改正前) 他		0	
合 計 (Eランクを除く。)		11,197	11,865	106.0%

(2) 営業届出業種

県目標監視回数 (ランク)	業 種	目 標 監視数	監 視 実施数	県平均 監視率(%)
1回/1年(A)	集団給食施設(大量調理)	955	896	93.8%
1回/2年(B)	集団給食施設(Aランク・簡易調理施設以外)	21	27	128.6%
1回/3年(C)	集団給食施設(簡易調理施設)	40	51	127.5%
適 宜(E)	要届出業種(A・B・Cランク以外)		1,659	
合 計 (Eランクを除く。)		1,016	974	95.9%

2 食品関係業種別施設数

(1) 営業許可施設数(令和7年度末現在)

ア 改正前の食品衛生法に基づく34業種

	飲食店営業	菓子製造業	乳処理業	特別牛乳搾取処理業	乳製品製造業	集乳業	魚介類販売業	魚介類せり売営業	魚肉ねり製品製造業	食品の冷凍又は冷蔵業	かん詰又はびん詰食品製造業	喫茶店営業	あん類製造業	アイスクリーム類製造業	乳類販売業	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	乳酸菌飲料製造業	食用油脂製造業	ショートニング製造業	マーガリン又はマヨネーズ製造業	醤油製造業	こし類製造業	酒類製造業	豆腐製造業	納豆製造業	めん類製造業	そば類製造業	添加物製造業	食品の放射線照射業	清涼飲料水製造業	氷雪製造業	氷雪販売業	合計
兵庫県	4,105	744	4	0	19	1	251	6	3	139	13	104	6	49	45	246	11	2	6	1	38	7	8	16	13	7	92	185	19	19	7			6,166	
神戸市	4,447	510	1	0	7		142	1	8	53	14	128		68	26	221	9		1	2	3	2	12	8	10		27	161	8	5	1			5,875	
姫路市	1,162	149		0	2		86		1	14	3	25	1	15	1	51	1					1	1	1		8	1	10	34	6	4			1,577	
尼崎市	1,161	103		0			35		1	26		19	1	6	3	47	1		1		1	1	6		6		4	16	4					1,442	
明石市	539	66		0			38	1	1	20		7		9	1	31	1						1	3					21	1			1	741	
西宮市	924	130		0			22		1	14		17		8	4	51	2						2	3			8	21	1	1				1,209	
政令市合計	8,233	958	1	0	9	0	323	2	12	127	17	196	2	106	35	401	14	0	2	2	5	4	22	14	24	1	49	253	20	0	10	2	0	10,844	
合計	12,338	1,702	5	0	28	1	574	8	15	266	30	300	8	155	80	647	25	2	8	3	43	11	30	30	37	8	141	438	39	0	29	9	0	17,010	

	兵庫県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	政令市合計	合計
監視数	5,688	2,043	31	392	470	686	3,622	9,310

資料解説

25

イ 改正後の食品衛生法に基づく32業種

	飲食店営業	調理の機能を有する自動販売機による営業	食肉販売業	魚介類販売業	魚介類競り売り営業	集乳業	乳処理業	特別牛乳搾取処理業	食肉処理業	食品の放射線照射業	菓子製造業	アイスクリーム類製造業	乳製品製造業	清涼飲料水製造業	食肉製品製造業	水産製品製造業	氷雪製造業	液卵製造業	食用油脂製造業	みそ又はしょうゆ製造業	酒類製造業	豆腐製造業	納豆製造業	麺類製造業	そうざい製造業	複合型そうざい製造業	冷凍食品製造業	複合型冷凍食品製造業	漬物製造業	密封包装食品製造業	食品の小分け業	添加物製造業	合計
兵庫県	19,840	267	654	669	22	1	2	0	117	0	2,519	76	21	39	55	255	7	5	13	125	57	45	2	398	796	9	34	2	226	240	92	26	26,614
神戸市	17,253	123	463	356	5		2	0	44	0	1,532	48	26	21	37	74	3	1	12	13	34	21	2	55	456	8	22	2	67	51	39	27	20,797
姫路市	5,704	61	152	148	7			0	10	0	473	14	4	9	13	35	2		2	11	14	5		55	99	3	7	2	15	10	12	9	6,876
尼崎市	4,468	50	122	93	1			0	1	0	269	10	4	7	3	6	1		3	3				8	12	66		30	16	11	14	7	5,205
明石市	2,417	26	72	74	3			0	4	0	186	5	1	4	2	29				2	7	4		3	71		2		8	7	7	3	2,937
西宮市	3,751	32	92	65				0	5	0	329	5	3	3	8	6		2	1		11	6		7	82	3	22		11	19	11	3	4,477
政令市合計	33,593	292	901	736	16	0	2	0	64	0	2,789	82	38	44	63	150	6	3	18	29	66	44	2	132	774	14	83	4	117	98	83	49	40,292
合計	53,433	559	1,555	1,405	38	1	4	0	181	0	5,308	158	59	83	118	405	13	8	31	154	123	89	4	530	1,570	23	117	6	343	338	175	75	66,906

	兵庫県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	政令市合計	合計
監視数	6,177	14,642	1,900	675	241	2,212	19,670	25,847

(2) 営業届出施設数(令和7年度末現在)

業種	施設数							
	兵庫県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	政令市合計	合計
給食施設※1	1,108	649	290	276	128	202	1,545	2,653
旧許可業種※2	3,811	4,062	1,539	620	794	982	7,997	11,808
販売業※3	5,912	4,567	1,439	1,257	668	1,134	9,065	14,977
製造・加工業※4	2,308	684	250	115	103	239	1,391	3,699
上記以外のもの※5	310	306	64	59	27	48	504	814
合計	13,449	10,268	3,582	2,327	1,720	2,605	20,502	33,951
監視数	2,633	4,701	418	96	146	427	5,788	8,421

※1 学校、病院・診療所、事業所、その他

※2 魚介類販売業(包装魚介類)、食肉販売業(包装食肉)、乳類販売業、冰雪販売業、コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)

※3 弁当販売業、野菜果物販売業、米穀類販売業、通信販売・訪問販売による販売業、コンビニエンスストア、百貨店・総合スーパー、自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)、その他の食糧・飲料販売業

※4 添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により企画が定められた点k物の製造を除く。)、いわゆる健康食品の製造・加工業、コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)、農産保存食料品製造・加工業、調味料製造・加工業、糖類製造・加工業、精穀・製粉業、製茶業、海藻製造・加工業、卵選別包装業、その他の食料品製造・加工業

※5 行商、器具容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工に限る。)、露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち営業とみなされないもの、その他

3 食品、添加物、器具容器等の試験検査実施状況(令和7年度)

	区 分	検査件数 ()内は輸入食品の内数		検査項目 ()内は輸入食品の内数		不適・不良 件数	不適・不 良 %
食品	穀類、野菜、果実等の残留農薬試験	86	(21)	25,800	(6,300)	2	2.3
	器具及び容器包装の規格試験	20	(12)	40	(24)		
	米のカドミウム試験	14		14			
	輸入食品の指定外添加物等試験	40	(40)	420	(420)		
	輸入柑橘類等の防カビ剤試験	10	(10)	40	(40)		
	☆家庭用品(繊維製品)の試験	10	(3)	30	(9)		
	遺伝子組換え食品試験	5		5			
	アレルギー食品試験	12		2,400			
	◎国産食肉の残留農薬試験	24		480			
	◎国産食肉の残留医薬品試験	15	(15)	370	(370)		
	輸入食肉の残留医薬品試験	15	(15)	360	(360)		
	輸入魚介類の残留医薬品試験	15	(15)	15	(15)		
	輸入チーズのリステリア試験	10		10			
	☆生食用かきのノロウイルス試験	0		0			
	(健康科学研究所実施分)計	276	(131)	29,984	(7,538)	2	0.7
	その他収去等試験: 健康福祉事務所検査実施分(収去)	345	0	2,404	0	5	1.4
	その他収去等試験: 健康福祉事務所検査実施分(試買)	18		18			
	(その他収去等試験分)計	363	0	2,422	0	5	1.4
計	639	(131)	32,406	(7,538)	7	1.1	

4 と畜検査精密検査実施状況（令和7年度）

内 訳	項 目	精密検査 実施頭数	精 密 検 査 に 基 づ く 措 置 実 施 頭 数															
			禁 止			全 部 廃 棄			一 部 廃 棄			合 格			合 計			
			牛	豚	他	牛	豚	他	牛	豚	他	牛	豚	他	禁 止	全 廃	一 廃	合 格
一般畜		306	0	0	0	104	30	0	118	2	0	28	24	0	0	134	120	52
病 畜		167	0	0	0	127	2	0	16	0	0	21	1	0	0	129	16	22
切迫畜		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		473	0	0	0	231	32	0	134	2	0	49	25	0	0	263	136	74

5 兵庫県食品衛生管理プログラム(県版HACCP)認定制度の認定状況 (令和8年3月末現在)

	認定年月日 (初回認定日)	認定対象工程	認定施設名	住所	該当食品
1	H17.9.26	水産食品加工工程	沖物産株式会社 第2 食品加工場	淡路市	わかめ煮(そうざい)
2	H20.4.2	大量調理工程	加東市学校給食センター	加東市	集団給食
3	H21.7.30	菓子・パン製造工程	株式会社あみだ池大黒	西宮市	和・洋菓子
4	H22.8.17	菓子・パン製造工程	株式会社多幸 たこせんべいの里	淡路市	和菓子
5	H23.2.9	めん類製造工程	株式会社田中屋食品	豊岡市	生めん(和そば)
6	H27.4.1	食鳥処理工程	株式会社但馬どり	豊岡市	食鳥肉【商品名:すこやかどり】
7	H27.4.1	食肉処理工程	株式会社但馬どり	豊岡市	食鳥肉【商品名:すこやかどり】
8	H27.4.21	大量調理工程	上郡町学校給食センター	上郡町	集団給食
9	H27.5.8	菓子・パン製造工程	エーデルワイス ギフト工場	尼崎市	焼き菓子
10	H27.5.25	食肉処理工程	神戸武蔵フーズ株式会社	神戸市	豚肉【国産ひょうご雪姫ポーク】
11	H27.6.16	食肉処理工程	株式会社三協食鳥 姫路支店	姫路市	食鳥肉
12	H27.7.1	菓子・パン製造工程	アサヒフーズ株式会社 神戸三田工場	三田市	洋生菓子(容器包装で密封し、最終工程に加熱殺菌工程を有するもの) ゼラチン(魚鱗、魚皮) コラーゲンペプチド(魚鱗、魚皮)
13	H28.4.22	水産食品加工工程	旭陽化学工業株式会社 本社工場	姫路市	
14	H30.11.21	液卵製造工程	JA全農たまご株式会社 鳴尾浜液卵工場	西宮市	殺菌液卵(全卵)
15	R1.8.9	菓子・パン製造工程	エーデルワイス センターファクトリーラボ	尼崎市	焼き菓子、洋生菓子
16	R2.7.15	食肉処理工程	株式会社ワールドフーズ	たつの市	食肉(国産牛肉)
17	R2.9.23	菓子・パン製造工程	オガワ食品協業組合	姫路市	焼き菓子(モナカ)
18	R2.12.18	食肉処理工程	株式会社エムフード・ジャパン	明石市	食鳥肉
19	R3.1.18	食肉処理工程	株式会社エムアンドエム食品 姫路工場	姫路市	冷凍生食用食肉
20	R3.11.29	と畜処理工程	西宮市食肉センター	西宮市	牛枝肉
21	R4.6.13	菓子・パン製造工程	株式会社神戸スイーツポート	神戸市	生菓子
22	R4.7.12	食肉処理工程	株式会社玉商 本社工場	神戸市	国産牛部分肉
23	R5.3.29	大量調理工程	朝来市学校給食センター	朝来市	学校給食
24	R5.5.10	食肉処理工程	株式会社おかだグループ サンワフーズ	たつの市	国産牛部分肉
25	R5.11.27	菓子・パン製造工程	常盤堂製菓株式会社	姫路市	油菓子
26	R6.2.28	水産食品加工工程	兵庫県漁連のり加工センター	姫路市	焼き海苔製品、もずく製品
27	R6.11.20	食肉処理工程	株式会社三協食鳥 神戸支店	神戸市	食鳥肉



認定工程	件数
と畜処理工程	1
食肉処理工程	9
水産食品加工工程	3
大量調理工程	3
鶏卵選別包装工程	0
食鳥処理工程	1
液卵製造工程	1
菓子・パン製造工程	8
豆腐類製造工程	0
めん類製造工程	1
計	27

6 生活衛生関係営業施設の監視状況（令和7年度県健康福祉事務所実施分）

区分	業種	1年当たりの必要監視回数	年度末施設数	要監視回数	監視実施回数	県平均監視率(%)
許可を要する業種	旅館・ホテル	1回/年	1,923	1,666	1,280	76.8%
	公衆浴場		465	421	388	92.2%
	興行場		56	54	56	103.7%
	計		2,444	2,141	1,724	80.5%
届出を要する業種	理容所	1回/3年	1,539	498	481	96.6%
	美容所		4,118	1,299	1,242	95.6%
	クリーニング所(一般)		303	100	99	99.0%
	クリーニング所(取次)	1回/5年	503	95	121	127.4%
	計	6,463	1,992	1,943	97.5%	

※ 休業中の施設は監視対象としていないため、施設数(届出を要する業種は施設数×1/3、又は1/5)と要監視回数は一致しない。

7 適正飼養指導事業(令和7年度県動物愛護センター実施分)

講習会等名	実施回数	受講人数
動物の譲渡会(県事業)	138	252
譲渡動物訪問指導(県事業)	244	309
犬のしつけ方教室(県事業)	11	34
民間団体による犬のしつけ方教室	964	4,413
適正飼養講習会(県事業)	28	3,220
合 計	1,385	8,228

8 動物愛護思想の啓発事業(令和7年度県動物愛護センター実施分)

実施事業(カテゴリー別)	実施回数	受講人数
動物とのふれあい事業	1,988	10,156
園児対象啓発事業	10	397
小学生対象啓発事業	36	1,348
動物愛護啓発セミナー	3	132
譲渡犬対象事業	34	479
その他(動物愛護フェア含む)	444	12,275
合 計	2,515	24,787

区分	用語	解説内容
1	HACCP(ハサップ)	食品の衛生管理手法の一つ。食品の製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする衛生管理手法である。危害分析重要管理点方式ともいう。
2	営業許可施設／許可を要する営業	食品衛生法第55条に基づき、人の健康に与える影響が著しく、公衆衛生に及ぼす影響が大きい営業として、政令で定められた業種(飲食店営業、菓子製造業、食肉販売業等)に該当する営業を行おうとする場合に、当該施設ごとに知事の許可を受ける必要がある施設をいう。政令により34業種が規定されていたが、令和3年6月1日より、政令で新たに定められた32業種となった。
3	営業届出施設	平成30年の食品衛生法改正により新設された食品衛生法第57条に基づき、営業許可業種、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業以外の業種(集団給食施設、野菜果物販売業等)に該当する営業を行おうとする場合に、当該施設ごとに知事に届ける必要がある施設をいう。令和3年6月1日から施行された。
4	モニタリング機器	食品の加熱殺菌温度を測定する中心温度計や殺菌水の塩素濃度を測定する残留塩素測定器など、食品の製造・調理現場の工程管理状況の検証に使用する機器。HACCPの概念を応用した衛生管理を推進するため、日常的・継続的な点検を行う際に活用する。
5	ノロウイルス	食中毒の原因となるウイルスの一つ。人の腸で増殖し、人-人感染のほか、糞便(ウイルス)で汚染された食品による食中毒も多発している。我が国で発生している食中毒で、患者数が最も多い。冬季を中心に、年間を通して胃腸炎を起こす。
6	カンピロバクター	食中毒原因菌の一つで、家禽や家畜、ペット類の腸管に存在しているため、食品への汚染の機会が多い細菌で、加熱不十分な鶏肉が原因食品になることが多い。発熱(38～39℃)、倦怠感、頭痛、下痢が主な症状で、潜伏期間は2～7日。

区分	用語	解説内容
7	サルモネラ属菌	食中毒原因菌の一つで、主な原因食品は鶏卵をはじめとした畜産物である。下痢、腹痛、悪寒、発熱、嘔吐、頭痛が主な症状で、潜伏期間はおおむね12～48時間。
8	許可を要しない営業	営業届出施設及び改正食品衛生法が施行された令和3年6月1日以前に県で把握していた、許可を要する営業以外の営業施設をいう。
9	スクリーニング検査	多数の中からある特定の性質を持つ物質・生物などを選別(スクリーン)するために行う検査。
10	リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を、消費者、事業者、研究者、行政など関係者が共有し、相互に意思疎通を図ること。 対象になっているリスクについて関係者が一緒に考え、情報・意見を相互に交換して了解事項を積み重ねることで、リスクを低減していくための共通の姿勢を持つことができる。
11	レジオネラ属菌	土壌、河川など自然環境中に生息する細菌の一つ。循環式浴槽のろ過器等で本菌が増殖し、ジェットバスや打たせ湯などで、微少な水滴となって空気中に浮遊した浴槽水に含まれる本菌を吸い込むことにより、肺炎型のレジオネラ症を引き起こすことがある。悪寒、高熱、全身倦怠感、呼吸困難などの症状を呈し抵抗力の弱い老人等では死亡する場合もある。
12	シックハウス症候群	高断熱、高气密という住宅構造とホルムアルデヒド等の化学物質によって引き起こされる目眩、吐き気、頭痛等を主症状とする健康障害。

区分	用語	解説内容
13	動物取扱業	<p>動物の取扱いを業として行う者をいい、動物の愛護及び管理に関する法律第10条により、都道府県への登録が義務付けられている。販売、保管、貸出、訓練、展示、譲受飼養、競りあっせんの7業種がある。法改正により、平成25年9月1日からは非営利の取扱いについても届出が義務付けられることとなった。(営利のものを「第一種動物取扱業」=登録、非営利のものを「第二種動物取扱業」=届出として整理。)</p>
14	特定動物	<p>ライオン、クマ、ワニその他の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令第3条により規定されている。飼育するためには、動物の愛護及び管理に関する法律第26条に基づき許可が必要である。なお、法改正により令和2年6月1日からは、愛玩目的での飼養が禁止された。</p>
15	マイクロチップ	<p>直径1.4mm、長さ8.2mm程度の円筒形の小さな電子標識器具で、世界で唯一の15桁の数字が記録されている。</p> <p>皮下に装着されたマイクロチップの番号を専用のリーダー(読取器)で読み取り、データベースで検索することにより、所有者情報を得ることができる。</p>